

新公益法人制度施行三年目を迎えて
～民による公益の増進を目指して～

○新たな公益法人の誕生

平成 20 年 12 月に新公益法人制度が施行されて以降、各法人において認定等に向けた取組みを進めていただいていると思います。内閣府では、これまでに約 900 件、最近 3 ヶ月だけで約 300 件の申請を受け付けており、申請に対しては、民間による公益活動を行おうという志に基づく法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「暖かく」審査に臨み、これまでに約 400 件について認定等を行ってまいりました。

公益認定を受けた法人には、民法制定の際（明治 29 年）から活動され社会への貢献を続けている法人や新たな課題への研究を支援する法人、海外からの留学生を支援する法人、環境問題に取り組んでいる法人など様々なものがあります。こういった法人が、社会の多様なニーズに応え、より良い社会の形成を担っていくことを期待しています。

○「柔軟かつ迅速」な審査

現在、内閣府では、「柔軟かつ迅速」をモットーに、申請から 4 ヶ月で公益認定等することを目標としており、法人の皆様の意向をできる限り尊重しながら、論点を本質的なものに絞り込んだメリハリのあるスピーディーな審査を心がけています。本年 4 月以降では約 220 件の認定等を行っています。

今後も、多様で良質な公益の担い手を積極的に世に送り出していきたいという考えのもと審査・監督を進めてまいります。

○申請の早期検討のお願い

従来の公益法人からの移行期間（平成 25 年 11 月末まで）が残り 3 年を切りました。まだ時間的余裕を感じている法人関係者もおられるかと思いますが、しかし、移行申請にあたっては、新しい定款など社員総会や理事会で決定を要する事項があり、申請後、当該事項に修正の必要が生じた場合には再度社員総会等を開催することとなるため、慎重に検討を進めていただく必要があり、準備には想定外の期間を要することもあります。内閣府では、これまでも、窓口相談の拡充や業態別説明会への講師派遣などの取組みを進めていますが、さらに申請の検討ポイントなどを解説した動画コンテンツの配信や民間の専門家を活用した相談会の地方開催など、申請サポートの充実に取り組んでいきますので、それらも活用しながら、早期に申請していただくようお願いいたします。

○今後の非営利活動への期待

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている時代においては、行政部門や民間営利部門だけでは様々なニーズに対応することがより困難となっており、民間非営利部門の活躍が益々期待されていると考えています。

また、寄附やボランティア等の非営利活動への参加は、職場などでは経験できない自己実現の機会を増やすとともに、社会に貢献することの喜びを実感させるものになると考えています。

私たちの一人ひとりの活動により、社会そのものが隅々まで活力に充ち溢れ、「寄附文化」が醸成された厚みと深みのある「全員参画型社会」になることを期待しており、公益認定等委員会としては、審査を通じて、こういった社会形成の一端を担えるよう取り組んでまいります。